

工事・現場ルール	
以下のルールを一人一人が守り、安全で快適な作業所をめざていきましょう。	
1 工事組織	発注者 理社・監理 元請会社
	工事所長 副所長 工事係員 上半導員 設備担当
2 現場の施工サイクル	(毎日) 8:30~ 延丸 8:40~ KTC・TBM・逆開削点検の後、作業開始 13:00~ 休憩 11:40~ 泥打当番(2名)着替(休憩) (月間では) (週間では) 月曜日: 泥打当番点検 月曜日: 安全衛生会議 月曜日: 安全衛生会議(13:00~13:20) 休憩実行 3 現場 最重要事項
3 現場 最重要事項	<p>現場内は架空線が多く存在します。架空線断線に至ると、近隣住民様に多人な影響を及ぼします。</p> <p>バックホーアーム、クレーン、ユニック車ブーム、ダンプ荷台を上げたまま走行しないよう、細心の注意を払ってください。重機や運搬車両については、単独でのバック走行は原則禁止です。</p> <p>場内で重機やクレーンを走行移動させる際は、誘導員による誘導を必ず行わせること。</p> <p>誘導員の方は、必ずチョッキを着用して下さい。</p> <p>また、低い架空電線を超えて移動する際は、高さ制限ゲートを通して電線を超える移動を行うこと。</p> <p>バックホー運転席に「架空線の確認よいか！」「移動時アームを下げる！」の掲示を行なう。</p> <p>移動前に指差呼称を行うこと。</p> <p>埋設配管近辺は、手掘りにて埋設配管を出してから重機を使用すること。</p> <p>大型車両には当現場の車両である表示(ゼッケン)を行う必要がありますので、前日までに事前に申し出て、必ず表示して入場すること。</p> <p>当工事の作業員と分かるように、腕章の着用が必要です。帰る際には、毎日現場事務所に返却してください。</p> <p>近隣住民様とのやりとりや事故報告等、緊急の連絡が必要な場合がありますので、職員に関わらず全作業員の方は新規入場時に五洋職員の携帯電話番号を登録し、いつでも連絡できるようにしてください。</p> <p>近隣住民様から話し掛けられた時は、笑顔での対応を行なってください。質問をされた場合、簡単な内容は丁寧に回答し、不明な点が少しでもあれば五洋建設工事事務所の連絡先()を伝え、そちらに電話してもらってください。</p> <p>また、近隣住民様と話した内容は、必ず五洋建設の職員に伝達してください。</p>
4 近隣への配慮に關して	<p>現場が生地に耕作した畠地となりますが、作業の際は穀物・根鉢・荷物等には十分注意して下さい。</p> <p>第三者に気付いて不快感、不審な大声、視線のやり場、道路の汚れ(ごみ、多い際、泥だらけ)に注意の上、現地にスル現地は、交渉シールを必ず守ること。※道路に泥を引っこ連れないとおもな用意すること。</p>
5 車両に關して	<p>現場付近での路上駐車・路上待機・アイドリングは禁止です。(近隣との約束)</p> <p>車両の出入口は、東側1箇所のみ。出入りの時間は8:00~18:00厳守。※大型車両(10t以上)は、9:00~17:00、タイヤはきれいにしてから出すること。</p> <p>入庫時には必ず係員が荷役場所に沿って現場が荷役可能か確認し確認が荷役可能でない場合は入庫させて下さい。</p>
6 駐車場に關して	<p>場内の通勤車両は決められた駐車場所を使用すること。</p> <p>・目立つ、高いガラガラのボイド樹、などしないようにされいに使用すること</p>
7 作業服装に關して	<p>ヘルメット、安全靴、安全帽を必ず用いること。(※安全帽は工種に関係なく場内全員着用を義務化)</p> <p>・頭長はたるみやはだけが長い様にボタン、ノアスナーベルを締めること</p> <p>・半そで作業は禁止します(頭を露出してケガの危険)。</p> <p>・作業に際して必要な保護具、保護のため、保護マスクを着用のこと</p> <p>特に呼吸器の長時間マスク・メガス等必要な保護具は必ず着用すること。(呼吸器のマスクは法律で決められておりません)</p>
8 ポンペ箱に關して	<p>各運営主ボンベに吸盤充電ステッカを貼ること。・取扱責任者表示、消火栓、セイケン水、点検表、H.I.R.O.H.I.R.O.の設置</p> <p>・初期防災措置を実施された運営、運営された不一致にすること</p>
9 火気使用に關して	<p>・火災をする前に必ず火災警報器を操作すること。また火災警報器の際は、前日の引き合ひ及び既に発火すること。</p> <p>・消防器、消火栓等の消防器具を放置すること。・火災、火災の飛散防止をすること。(必ず取り付けて骨牛の支障)</p> <p>・火災警報器は定期点検し、定期点検時は事務所へ報告のこと。(時間後火災警報器を実施(脱れないので場合は職員に引き替ぐ))</p>
10 持込機械に關して	<p>・下記の持込機械・工具以、使用目を提出し、職員の確認を得てから、持込機械整理シールを貼り使用すること</p> <p>①電動工具のこ、台のこ、電動工具、高速刃削機、デジタル等</p> <p>※電動工具に関しては差込プラグが3芯アース付きか2芯絶縁になっているものとする</p> <p>②充電池、アーク溶接機、バッテリ機器</p> <p>※ホーリーの鋸、アース設置等をよく点検すること</p>
11 クレーン・車両	<p>※クレーン、車両、工具等、高さ制限には従事時必ず標識が記載してある</p> <p>SOCカード(セイバーカード)を必ずい書類に提出すること</p> <p>※クローラークレーン等組立式クレーンを使用する際は、リモトキーを職員に預けること</p> <p>・始幕前点検は、重機は起動にて提出、電動工具は1台合せ書類があるものでそちらに点検結果を記入のこと。</p> <p>・丸太コード等は必ず3芯アースをさせし、各工具の差込プラグ・キャブタイヤ等、行者警戒表示を付けること</p>
12 危険物の保管に關して	<p>・荷物保管庫(送付・シンボル)は直場を区切して他の作業者が、誤って隣りよりに入ること、以降責任者を表示すること</p>
13 緊急時の音報・警報について	<p>・警笛時に以直場に作業を中止して、職員の指示に従い避難してください。</p>
14 安全設備に關して	<p>・安全設備(足場、手すり、脱口蓋仕切、脱口蓋仕事など)は職員に付けていたり移動しないこと</p> <p>※やむを得ぬ場合は脱口蓋を確認すること</p> <p>・またそれらは付けては後すぐには現して他の人が転落等の事故がないようにする</p>
15 犯罪・片付けに關して	<p>・詐欺時おへ待合場が変わる際(次の作業のため)に清掃、片付の実施</p> <p>・作業一片付・過効率、工具を放置しないこと(落による落物等ないように袋に入れる。)</p>
16 座席座席面	<p>・正座・コンテナの表示にしたがって分離すること</p> <p>・弁当くず・対応等の一般ゴミは各自で持ち帰ること(放棄撤収)</p> <p>・空き缶・ペットボトルは指定され、空き出入れへたすこと・煙草の吸いガラや巾着を燃したまま捨てないこと</p>
17 トイレ・踏場の使用に關して	<p>・トイレはきれいに使用するように心掛けましょう。・トイレを普段よく使った人は自分で掃除すること</p> <p>・トイレは禁煙します。※たばこの吸殻やガムのポイ捨ては配り過ぎるのでやめて下さい。</p> <p>・トイレの清掃は安全當面にて行ないます(毎日)。・トイレ内・洗面台・洗面場に落書きをしないこと</p>
18 休憩・朝食・飲食に關して	<p>・休憩・飲食は許可。あくまでも事つてすること。※周囲の路上や他の区域の入口での休憩・飲食は禁止とします</p> <p>※作業場への飲み物の持ち込みは、水筒またはボトルケースに入れたペットボトルのみとします(ゴミの減減運動!!)</p> <p>・休憩は決められた喫煙場所のみとし、その他喫煙禁止!</p> <p>※要煙場所は最初に使用すること!</p> <p>・休憩場所だけでなく、喫煙場所も設置されています。</p>
19 場内の配置に關して	<p>・構内警備、安全通路、荷物運搬、排水について(ゲート位置、泵房、水槽、生活コンテナ)</p>
20 ケガをした場合・緊急時の場合及び医療物を服してしまった場合に關して	<p>・誤服した場合、緊急時の場合は及び医療物を服してしまった場合に關して</p> <p>・誤服した場合、緊急時の場合は、水筒またはボトルケースに入れたペットボトルのみとします(ゴミの減減運動!!)</p> <p>・誤服した場合は、AEDが事務所に保管されています</p>
21 その他	<p>・荷物に無い予選外の作業は、必ず他の工種との取り合ひ(上下作業の確認等)を職員に相談して下さい。</p> <p>・工事現場以外のエリア・道筋には立入らないこと</p> <p>・五洋建設のルール・安全帶未使用者一斉退場! 作業中携帯電話使用禁止! 五洋作業3.3.3運動の実施順行! 等</p>

10 持込機械に關して

・下記の持込機械・工具以、使用目を提出し、職員の確認を得てから、持込機械整理シールを貼り使用すること

①電動工具のこ、台のこ、電動工具、高速刃削機、デジタル等

※電動工具に関しては差込プラグが3芯アース付きか2芯絶縁になっているものとする

②充電池、アーク溶接機、バッテリ機器

※ホーリーの鋸、アース設置等をよく点検すること

3) クレーン・車両

※クレーン、車両、工具等、高さ制限には従事時必ず標識が記載してある

SOCカード(セイバーカード)を必ずい書類に提出すること

※クローラークレーン等組立式クレーンを使用する際は、リモトキーを職員に預けること

・始幕前点検は、重機は起動にて提出、電動工具は1台合せ書類があるものでそちらに点検結果を記入のこと。

・丸太コード等は必ず3芯アースをさせし、各工具の差込プラグ・キャブタイヤ等、行者警戒表示を付けること

11 重機・クレーンの使用に關して

・重機、クレーン、ユニック、工具等を使用する作業は、作業前に井笠計画書を作成し運営の確認を受けること

・作業開始する前に計画書に基づき、立入禁止措置や障害物の配置等を確認し整備してから作業を開始すること

・作業員は必ず3芯アースを用いて行なうこと

・土木フライヤーは点検を行い、点検色テープを巻いてから使用すること

・土木作業ははたるみの確認(3m直角の実測)、(直角直下の人引い実測、介護コープの切引で作業のこと)

・フライヤー起用者は所定のワイヤー端子に直角、管理のこと(放量の禁止)

12 危険物の保管に關して

・荷物保管庫(送付・シンボル)は直場を区切して他の作業者が、誤って隣りよりに入ること、以降責任者を表示すること

13 緊急時の音報・警報について

・警笛時に以直場に作業を中止して、職員の指示に従い避難してください。

14 安全設備に關して

・安全設備(足場、手すり、脱口蓋仕切、脱口蓋仕事など)は職員に付けていたり移動しないこと

※やむを得ぬ場合は脱口蓋を確認すること

・またそれらは付けては後すぐには現して他の人が転落等の事故がないようにする

15 犯罪・片付けに關して

・詐欺時おへ待合場が変わる際(次の作業のため)に清掃、片付の実施

・作業一片付・過効率、工具を放置しないこと(落による落物等ないように袋に入れる。)

16 座席座席面

・正座・コンテナの表示にしたがって分離すること

・弁当くず・対応等の一般ゴミは各自で持ち帰ること(放棄撤収)

・空き缶・ペットボトルは指定され、空き出入れへたること・煙草の吸いガラや巾着を燃したまま捨てないこと

17 トイレ・踏場の使用に關して

・トイレはきれいに使用するように心掛けましょう。・トイレを普段よく使った人は自分で掃除すること

・トイレは禁煙します。※たばこの吸殻やガムのポイ捨ては配り過ぎるのでやめて下さい。

・トイレの清掃は安全當面にて行ないます(毎日)。・トイレ内・洗面台・洗面場に落書きをしないこと

18 休憩・朝食・飲食に關して

・休憩・飲食は許可。あくまでも事つてすること。※周囲の路上や他の区域の入口での休憩・飲食は禁止とします

※作業場への飲み物の持ち込みは、水筒またはボトルケースに入れたペットボトルのみとします(ゴミの減減運動!!)

・休憩は決められた喫煙場所のみとし、その他喫煙禁止!

※要煙場所は最初に使用すること!

・休憩場所だけでなく、喫煙場所も設置されています。

19 場内の配置に關して

・構内警備、安全通路、荷物運搬、排水について(ゲート位置、泵房、水槽、生活コンテナ)

20 ケガをした場合・緊急時の場合及び医療物を服してしまった場合に關して

・誤服した場合、緊急時の場合は及び医療物を服してしまった場合に關して

・誤服した場合、緊急時の場合は、水筒またはボトルケースに入れたペットボトルのみとします(ゴミの減減運動!!)

・誤服した場合は、AEDが事務所に保管されています

21 その他

・荷物に無い予選外の作業は、必ず他の工種との取り合ひ(上下作業の確認等)を職員に相談して下さい。

・工事現場以外のエリア・道筋には立入らないこと

・五洋建設のルール・安全帶未使用者一斉退場! 作業中携帯電話使用禁止! 五洋作業3.3.3運動の実施順行! 等

以上ルールを守れない方は、退場してもらうことがあります。

ルールを守って安全作業をお願いします。ご安全に!

当現場 最重要事項

- 現場内は架空線が多く存在します。架空線断線に至ると、近隣住民様に多人な影響を及ぼします。
- バックホーアーム、クレーン、ユニック車ブーム、ダンプ荷台を上げたまま走行しないよう、細心の注意を払ってください。重機や運搬車両については、単独でのバック走行は原則禁止です。
- 場内で重機やクレーンを走行移動させる際は、誘導員による誘導を必ず行わせること。
- 誘導員の方は、必ずチョッキを着用して下さい。
- また、低い架空電線を超えて移動する際は、高さ制限ゲートを通して電線を超える移動を行うこと。
- バックホー運転席に「**架空線の確認よいか！！」「移動時アームを下げる！！**」の掲示を行なう。
- 移動前に指差呼称を行うこと。
- 埋設配管近辺の掘削は、手掘りにて埋設配管を出し、木杭で明示してから重機を使用すること。
- 大型車両には当現場の車両である表示(ゼッケン)を行う必要がありますので、前日までに事前に申し出て、必ず表示して入場すること。
- 当工事の作業員と分かるように、腕章の着用が必要です。帰る際には、毎日現場事務所に返却してください。
- 近隣住民とのやりとりや事故報告等、緊急の連絡が必要な場合がありますので、職員に関わらず全作業員、新規入場時に五洋職員の携帯電話番号を登録し、いつでも連絡できるようにしてください。
- 近隣住民様から話し掛けられた時は、笑顔での対応を行なってください。質問をされた場合、簡単な内容は丁寧に回答し、不明な点が少しでもあれば五洋建設工事事務所の連絡先()を伝え、そちらに電話してもらってください。
- また、近隣住民様と話した内容は、必ず()の職員に伝達してください。 **気持ちよい挨拶を心がけよう！**